

'82 2月

No. 151号

つばき



爽げいに励む少年剣士たち

(5.2.5撮影)

昭和56年第4回村議会定例会

一般・特別会計補正予算、税条例等の条例改正 監査委員の選任、固定資産評価審査委員会委員の選任など

昭和56年第4回村議会定例会は去る12月21日に開催され、各会計の補正予算、村条例の一部改正、固定資産評価審査委員会委員の選任、監査委員の選任等慎重審議の結果原案どおり可決し、議員発議による二案件を決議し、請願を採択して閉会となりました。

主な内容は次のとおりです。

議案第1号

昭和56年度鹿部村一般会計補正予算専決処分報告承認について
11月5日温泉井(サケマスふ化場)薬液注入のため一二四万五千円の補正予算を専決処分したので、その報告をし、承認を受けました。

議案第2号

土地処分の専決処分報告承認について
11月27日道々広中に伴い五八五八・三六平方メートル(一七七五坪)を七、〇三〇・〇三二四㎡当り(一、一〇〇円)で北海道に売却した。

議案第3号

鹿部村税条例(昭和55年条例第1号)の一部を改正する条例の制定について
原付自転車の際の再交付を受けた時の弁償金の額「一〇〇円」を「五〇〇円」に改めた。

議案第4号

昭和56年度鹿部村一般会計補正予算について
一般会計の歳入歳出の総額にそれぞれ、二五八万二千元を追加し、歳入歳出それぞれ一七億七、一三七万二千元としました。

議案第5号

昭和56年度鹿部村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について
国民会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ七五三万九千円を追加し、歳入歳出それぞれ二億一、八七二万六千円としました。

議案第6号

昭和56年度鹿部村ミシク飼育事業特別会計補正予算について
ミシク会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ三三八万四円を追加し、歳入歳出それぞれ一、八三三万七千円としました。

議案第7号

昭和56年度鹿部村水道事業会計補正予算について
水道事業会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ四〇万三千元を追加し、歳入歳出それぞれ五二一八万四千元としました。

議案第8号

鹿部村集会所使用条例の一部を改正する条例の制定について
鹿部村集会所使用条例(昭和51年条例第25号)中、「本別集会所」を「本別会館」に改めました。

議案第9号

鹿部村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
鹿部村国民健康保険条例(昭和41年条例第26号)中、助産費の額「八万円」を「十万円」に引上げました。(昭和五十七年二月一日から施行)

議案第10号

鹿部村固定資産評価審査委員会委員の選任について
鹿部村固定資産評価審査委員会委員に次の方の選任同意を得ました。

○住所 鹿部村半木別七四番地
○氏名 高田 銀作
大正四年五月二日生

議案第11号

鹿部村監査委員の選任について
鹿部村監査委員に次の方の選任同意を得ました。

○住所 鹿部村字宮浜三二一番地
○氏名 大沢 喜代治
昭和八年八月一八日生

議案第12号

鹿部村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
鹿部村職員の給与に関する条例(昭和26年条例第一号)の一部を改正し、

議案第13号

幼稚園教員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
幼稚園教員の給与に関する条例(昭和49年条例第3号)の一部を改正し、

国家公務員に準じて改正しました。



議案第15号

昭和56年度鹿部村一般会計補正予算について

一般会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、二九〇万円を追加し、歳入歳出それぞれ七億八、四二七万二千円としました。これは、給与条例の改正に伴うものです。

議案第16号

昭和56年度国民健康保険事業助定特別会計補正予算について

国保会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ五万五千円を追加し、歳入歳出それぞれ三億、九二七万一千円としました。これは、給与条例の改正に伴うものです。

議案第17号

昭和56年度鹿部村ミンク飼育事業特別会計補正予算について

ミンク会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ一、二万一千円を追加し、歳入歳出それぞれ一億、二九四万八千円としました。これは、給与条例の改正に伴うものです。

議案第18号

昭和56年度鹿部村水道事業会計補正予算について

水道事業会計の歳入歳出予算の

総額からそれぞれ三万四千円を減額し、歳入歳出それぞれ五、一八五万四千円としました。これは給与条例に伴うものと、人事異動に伴うものです。

発議第1号

北海道開発庁及び北海道東北開発公庫の存置に関する要望について

北海道開発庁及び北海道東北開発公庫の存置について、次のとおり意見書を提出するものとしました。

北海道開発庁及び北海道東北開発公庫の存置に関する要望意見書
現在、行政改革の一環として北海道開発庁及び北海道東北開発公庫の統廃合の動きがみられるが北海道の開発は、開港以来今日に至るまで一貫した独自の開発体制のもとに進められてその成果を収めてきており、さらに今後二一世紀にむけて、わが国の安定的発展をはかっていること、本道の役割はますます高まっていること、我が国の北道に位置し今日北方領土問題や、北方海域における安全操業など重要な問題を抱え、本道開発とあわせこれらの重要問題を適切に対処するために、専掌の国務大臣のもとに総合的、計画的に本道総合開発を推進する北海道開発庁の存置は絶対に必要であり、

同時に地域開発総合機関として地域に密着し、地域開発行政と表裏一体で運営される北海道東北開発公庫は本道開発に必要不可欠からざる機関である。

よって北海道開発庁及び北海道東北開発公庫は絶対に存置するよう強く要望するものである。
以上地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官、総理府総務長官、行政管理庁長官、北海道開発庁長官

議案提出者 吉 武 夫
賛 成 者 田 谷 正 昭
渡 部 良 次
松 川 義 雄

発議第2号

マイカーを優先しバスを廃止する「運政審答申」に反対する要望について

マイカーを優先しバスを廃止する「運政審答申」について反対する要望書を提出するものとし、マイカーを優先しバスを廃止する「運政審答申」に反対する要望

去る7月6日、運輸政策審議会は、「長期展望に基づく総合的な

交通政策の基本方向」と題し、80年代における総合交通政策の答申を主務大臣に提出しました。主務大臣はこれを具体化する方向であります。

私もは、かねてから答申のあり方に大きな関心を払い、折にふれて公共交通の民主的な維持、整備について要求をしてまいりました。

しかし、答申は、全国のはとんどの地域、都市の足を大きく脅かし、また交通労働者の雇用に重大な影響を及ぼすものとなっております。

その最大の特徴点は、全国50万人以下の都市の交通を、自家用車用車、レンタカー、リース車の「活用」による体系に変え、5万人以下の都市では、鉄道を廃止してバスに転換し、3万人以下の都市、ことに農山漁村ではバスを廃止し、これに代る交通手段として自家用車用車とレンタカー、リース車を「扶助的利用」と称して「活用」する、というものです。さらに地方自治体の財政危機のなかで、こんご地域の交通の維持には当該自治体の財政負担増を強いるものとなっております。

つきましては、「運政審答申」の具体化に反対であり、あらゆる地域において公共交通が地域社会の維持と住民の足として整備されるために、左記について国と政府

に反映されるよう、要請します。

記

一、去る第85回国会(衆院)での6党共同提案、全会一致で実現した決議(「地方陸上公共交通維持整備に関する件」の主旨)立法、行財政措置)を速やかに具体化すること。

二、公共交通を破壊するマイカー優位の交通体系づくりは撤回すること。

三、市場原理が破壊した地域の公共交通の維持に必要な現行の助成制度(補助金分担率)と地方公共団体とで均づつ負担)を改善し、国の分担率を引き上げること。

四、乗用密度5万人以下の路線バスに対する補助を3年で打ち切ることなく、国の責任で存続をはかること。

以上、地方自治法第95条第2項の規定により意見書を提出する。

○提出先

内閣総理大臣、内閣官房長官
運輸大臣、大蔵大臣

議案提出者 西谷 正昭
賛成者 藤部良次
松川 義雄

本別浜中地区離岸堤設置に関する請願

本別浜中地区に離岸堤設置するよう請願がなされ、次のとおり採択されました。

離岸堤設置に関する請願

本別浜中地区海岸の侵食防止の關係につきましては、格別なる御高配を賜り深く感謝を申し上げます。

同地区の海岸は昭和45年から整備され、地元漁民としては台風や高波等の場合も安心して生活を営んで居たものですが、その後本別漁港の整備促進にともない潮流が変化したものと考えられ、砂の流失移動による海岸侵食が甚しく、当時20メートルから30メートルも海岸の前にあった砂浜も完全に消滅し現在では海岸に直接波が打ちよせ、海岸の一部埋没する有様で台風は勿論のこと春秋の季節的時化にも波が海岸をのりこえ、揚船や背後の干場それに倉庫、住宅にまで相当の被害を及ぼし、時には怪我をする者まで出る有様で地元民としては、非常に不安な生活を続けて居る現状で御座います。

海浜の砂の流失移動を防ぎ、白嵐や高波に依る災害を未然に防止する事が当面の急務であらうと考

とします。

そのためには離岸堤を設置し、潮の流れを変え、事により流砂の着岸を限り海岸侵食を防ぎ海浜を守る最も効果ある施策であらうと確信致す次第で御座います。

右実情御察察下され早急に国や道の各関係機関に御取運びを頂き早急に浜中地区に離岸堤の設置が実現されますよう特段の御取扱いをお願いたく、ここに地元民一同連署を以って請願致す次第で御座います。

○請願者 小笠原 勇外35名

○紹介議員 高橋 浅雄



歳時記

針供養

二月八日は針供養。この日は、裁縫をしないで針を休め、使った折れた針を集めて供養する日です。

近ごろの若い女性は、針を持つことが少なくなりました。この冬、スカートの方がかなり短くなり、前から持っていたスカートのスソ上げをした女性がたくさんいました。それで、このところ売れ行き好調なのが、スソ上げ用のテープだとか。スソを内側に折り込んでテープを敷せ、アイロンで押さえれば、ハイ、できあがり、というわけです。

しかし、一方では、和装のけいこをする若い女性も増え、各地の針供養にはヤング・ウィマンの姿も目立っているようです。針供養の行事は、土地によってさまざまですが、折れた針を豆腐やコンニャク、モチなどに刺して供養したり、古い針を集めておいて紙に包んで神社に納めたりします。こうして、裁縫や手芸の上達を祈るのです。針供養といえば、淡島神社。



針の神といわれる彦利彦女(へりさいによ)を祭る和歌山市加太町の淡島神社を本社として各地にあります。関東では、東京の浅草寺境内にある淡島堂(神社)が有名で、毎年、一万人近くの人が針を持ち寄るそうです。一方、ある和歌山学院では、三十三センチ四方の豆腐をいくつも用意して、これに学生たちが針を刺して供養するそうです。この日は授業は休みということですが、それにしても、いま、小学校では五年生から男女一編に針を持つのに、相変わらず針供養は女の行事。淡島神社を訪れるものはほとんどが女性で、男性は二、三十人に一人の割合とは東京、浅草寺での話です。

鹿部消防団出初式

無火災を期して

1月2日、鹿部消防団恒例の出初式が古城団長以下百名の団員と、出来瀬婦人消防隊が参加して行われました。

当日は、あいにくの雪で室内での(中央公民館大ホール)出初式でしたが、全員新春を期してことしこそ無火災を誓いました。

また、優良団員の表彰や、消防に協力下さった方々への感謝状の贈呈も行われました。

表彰を受けた方は次のとおりです。(敬称省略)



北海道知事定例表彰(30年以上)

- 本 団 分団長 中村 源一郎
- 第四分団分団長 川 原 勝美
- 〇 副分団長 和 野 昭二
- 〇 部 長 八木 橋 勝美
- 〇 班 長 松 川 忠 男
- 〇 班 長 佐 藤 春 次
- 〇 団 員 松 本 多 吉

北海道消防協会長定例表彰

- 〇(功績章)
- 第四分団班 長 佐 藤 春 次
- 〇(30年勤続)
- 本 団 分団長 中村 源一郎
- 第四分団班 長 佐 藤 春 次
- 〇 団 員 松 本 多 吉

- 〇優良団員
- 第二分団副分団長 佐 藤 武 俊
- 第三分団部 長 西 村 由 次
- 〇30年勤続
- 本 団 分団長 中村 源一郎
- 第四分団班 長 佐 藤 春 次
- 〇 団 員 松 本 多 吉

- 〇感謝状(内助功)
- 中 村 スミ子(源一郎夫人)
- 佐 藤 トキ(春次夫人)
- 松 本 コヨ(多吉夫人)

- 〇25年勤続
- 管理代行表彰
- 第三分団部 長 西 村 由 次

- 〇15年勤続
- 第二分団団員 中村 直 雄
- 第三分団団員 盛 田 登
- 管理代行表彰
- (防火水桶用地10年以上貸与)

- 盛 田 元 一
- 野 田 徳 一
- 盛 田 春 吉
- 盛 田 栄 一
- 佐 藤 隆 則
- 大 堀 良 一
- 浦 梅 吉
- 野 田 熊 太郎
- 若 山 房 太郎
- 佐 藤 武 次
- 工 藤 敏 雄

団長表彰

- 成績優良章
- 第一分団団 員 佐々木 昭
- 第二分団班 長 平 田 誠 一
- 〇 班 長 高 本 和 彦
- 〇 団 員 工 藤 忠 一
- 〇 団 員 椋 田 博 孝
- 第四分団団 員 正 村 正 広
- 〇 団 員 正 村 正 広

- 〇感謝状
- (人名救助)
- 佐 藤 安 幸
- (消防施設整備)
- 中 野 悦 郎

**春の全国
火災予防運動**

2月28日
～3月13日

たばこ一本百七十万円
ストーブ一台三十万円

昭和五十五年中に起った火災のうち、損害額のいちばん大きいのはたばこによるもの。たばこによる火災一件当たり、約百七十万円相当の財産が灰になったと推定になります。

第二位がストーブによる火災、損害総額では、たばこに、一位の座を譲っているものの、一件当たりの損害額では断然トップ。一件当たり約二百八十万円相当の財産が、燃料にされてしまいました。

昭和五十五年中には、全国で一時間にはば七件の割合で火災が発生していますが、これを火災原因別にみると、たばこ、火あそび、たき火の順で多く、ストーブは七番目です。ところが、わたしたちの財産を灰にしてしまう「効率」という点では、ストーブは他を圧倒していると言えます。

これは、ストーブが家財道具の集中した部屋で使われるためともいえますが、最大の原因は火災が起った場合の炎が大きく、初期消火が難しいという点にあります。ストーブは、わたしたちに、ぬくもり、をあたると同時に、財産や生命を奪うこととなる危険性も秘めています。家や家財道具なら

火災による損害額

昭和56年
白書より

あきらめもつきませんが、命を懸けられてはたまりません。ストーブには、くれぐれもご注意を——。ストーブは怖い——とはいっても、正しく使いさえすれば、ただの暖房器具。使うときには次の点に気をつけましょう。

- 1 取扱上の注意事項など、説明書きをよく読む。
- 2 周囲は常に整頓し、燃えやすいものを置かない。
- 3 部屋の出入口や通路などで使わない。
- 4 近くに洗濯物を干したりしない。
- 5 ベンジン、ヘアスプレーなど揮発性のものをそばで使わない。
- 6 火のついたまま持ち運ばない。
- 7 外出するときは、寝るときは必ず火を消す。

さらにストーブの種類に応じて次の注意も必要です。

石油ストーブ……燃料の補給は必ず火を消してからにする。

電気ストーブ……使わないときはコンセントを抜く。

ガスストーブ……ゴムホースには耐圧ホースを用いるとともに、なるべく短いもので済むように、できるだけ元栓の近くで使う。またホースのひび割れに注意する。

昭和56年分所得の申告日程決まる

—今年も各地域で……忘れずに申告を—



あなたの税金がここにも(本別会館)



申告会場風景

月日	時間	場所	月日	時間	場所
2月22日(月)	9時～14時	大岩生活改善センター	2月25日(木)	9時～16時	宮浜児童館
2月22日(月)	14時30分～16時	ししべ生活館	2月26日(金)	9時～16時	本別集荷所
2月23日(火)	9時～16時	鹿部会館	2月27日(日)	9時～12時	本別集荷所
2月24日(水)	9時～16時	宮浜生活館	2月27日(日)	13時～16時	出来沢会館

上記の日程で昭和56年分(1月～12月)所得の確定申告を行います。役場からは日時、場所を指定されますが都合の悪い方は期間中に都合のよい会場で申告して下さい。

●持参するもの

- ①印鑑 ②昭和56年中に支払った生命保険の領収証 ③医療費控除を受ける方はその領収書
 - ④出稼された方は給与支払明細書 ⑤営業されている方は仕入売上、経費のわかる書類
 - ⑥住宅取得控除を受ける方はその書類(別掲参照して下さい)
- ※申告をしない場合は控除を受けられないと同時に法にもとづき罰せられますので必ず申告して下さい。

税務者から

所得税・贈与税の申告始まる!

昭和56年分の贈与税の申告は、2月1日から、所得税の確定申告は、2月16日から、それぞれ受付が始まります。どちらも申告期限は、3月15日です。

雑損控除、医療費控除、住宅取得控除などにより、所得税の還付を受けるための申告は、2月16日前でも受け付けています。

所得金額や税額の計算のしかた、申告書の書きかたなどで分からない点がありましたら、お気軽に税務相談室や税務署にお尋ね下さい。相談の時期は、3月上旬が比較的すいていますので、申告はできるだけ早く済ませるようにして下さい。

函館税務署

函館市新川町26-1-6

☎01381-31411

所得税の申告はじまる



滞納が増えています。…納入にご協力を!

- 保険税、村道民税
- 固定資産税 そして軽自動車税—
- 納入の確認を……納期はすぎではありませんか—



出稼先等で所得税を納められた方

確定申告で還付手続を

昨年中(昭和56年中)に所得税を納めた方で次に該当する方は、3月15日までに役場、又は税務署に於て還付請求の手続をして下さい。納めた税金が戻ります。

▽出稼先等で所得税を納めた方

昨年出稼先、又はアルバイト等で、雇用先から賃金を受ける際に所得税を差引かれている方は、確定申告の際源泉徴収票を持参されますと諸控除の適用によって全額又は一部が戻る場合があります。

▽医療費を多く支払った方

あなたや、家族が病気、ケガで支払った医療費(通院費含む)

氏名	住所	所得	医療費	控除額	戻金
山田 太郎	しかべ町 1-2-3	1,200,000	50,000	10,000	10,000
山田 次郎	しかべ町 4-5-6	800,000	30,000	6,000	6,000
山田 三郎	しかべ町 7-8-9	1,500,000	70,000	14,000	14,000
山田 四郎	しかべ町 10-11-12	900,000	40,000	8,000	8,000
山田 五郎	しかべ町 13-14-15	1,100,000	55,000	11,000	11,000

がその年の総所得の5パーセントを超える場合は、二百万円を限度として、医療控除の適用を受けることができます。ただし保険金や、高額医療費等で補てんされた部分の金額は除かれます。

※医療控除に必要な書類

- ①医療費を支払った領収書
- ②給与所得の源泉徴収票(事業所得者は必要なし)
- ③家を新築、購入又は中古住宅を購入した方

昨年、自分で住むための住宅を新築したり、新、中古住宅を買ったりしたときは、その住宅に居住した年から三年間、床面積にのじた住宅取得控除が受けられます。

○住宅取得控除を受けるための条件(最高一千万円の控除)

- (1)その年の合計所得が八百万円以下であること
- (2)床面積が40㎡以上55㎡以下(50坪未満)
- (3)工事完了または、購入した日から6ヶ月以内に入居し、引続いて居住していること
- 住宅ローン等に係る住宅取得控除を受けるための条件(最



固定資産税課税 台帳縦覧期間

三月一日～三月二十日

昭和57年1月1日現在に所有している土地、建物、償却資産について、課税する固定資産税の台帳を、3月1日から3月20日までの間、役場税務課において縦覧に供します。お知らせします。

尚、昭和56年中に土地、建物、償却資産の異動(新増築、消滅等)があった方は特にご確認下さい。

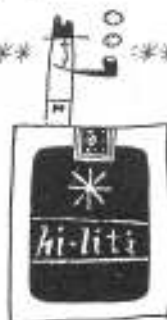


③工事請負契約書、又は登記簿謄本

- ④給与所得の源泉徴収票(事業所得者は必要なし)
- ⑤住宅ローンの控除適用を受けらる方は、住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書
- ※詳しくは役場税務課へお問い合わせ下さい。
- ☎(出)二二二二番

タバコは、村内で買いましょう

— 1箱から約25円が税金として
村に還元されます。 —



暮らしの中の法律相談

-11-

見本を見てコートを買ったが、届いた品物は見本と違う。返品したいが……

〈問〉 先日、A

商店でオ

ーパーコートの

見本を見せられ

、気に入ったので

買うことにしま

した。品物は一

週間後に配達す

るといわれ、楽

しみにしていた

のですが、届い

たコートは、色や柄は同じでも

材質がまるで違う粗悪品。品質

表示も、見本はウール100%

だったのに、現物は化繊の入っ

た混紡ものの表示です。すでに

代金は支払い済みなのですが、

買うのをやめることはできるの

でしょうか？

債務不履行とは、債務者（こ

の債務不履行）が、正当な理由

がないのに債務（特定の人に

対し、金銭を払ったり物を渡し

たりする法律上の義務）の本旨

に従った履行をしないこと

に依り、法律上の

分りやすすいこと、法律上の

約束違反のことです。債務者

がその債務の本旨に従った履行

をしないときは、債権者は、そ

の損害の賠償を請求することが

できます。また、相当の期間を定

めてその履行を催告して契約の

解除をすることもできます。

不完全履行

債務不履行

見本と同じものに交換してもらおうか
契約を解除することができません

また、最近では、商品が記載さ

れているカタログやパンフレッ

ト、新聞広告などで品物を選ぶ

いわゆる。カタログ販売。が盛

んに行われています。この場合

も、カタログなどに書かれてい

る事柄と、実際に届いた品物の

内容が違っているときは、見本

売買のときと同じように、損害

賠償の請求や契約の解除ができ

ます。

また、最近では、商品が記載さ

れているカタログやパンフレッ

ト、新聞広告などで品物を選ぶ

いわゆる。カタログ販売。が盛

んに行われています。この場合

も、カタログなどに書かれてい

る事柄と、実際に届いた品物の

内容が違っているときは、見本

売買のときと同じように、損害

賠償の請求や契約の解除ができ

ます。

運転免許証更新時講習日程表 (鹿部村交通安全協会・鹿部駐在所)

6月16日

9月8日

12月15日

58年

3月9日

場 所：中央公民館

時 間：13時30分～15時30分

—受講は、1年間有効ですので都合のよい日に受けて下さい—



ほろの家族

伊田公彦



問
私のおじが脳卒中で、体の自由がきかないありハビリの老人ホームに入りたいといいますが、どのような手続きをとればよいか、又入所できる条件等をお教え下さい。
(宇藤部一主婦)



答
リハビリに併設されている老人ホームは、特別養護老人ホームといい、特別の介護を要する老人が入所する老人ホームです。条件は65才以上の人で、身体上又は精神上の障害により、常時介護を必要とし、居室においてこれを受けることが困難な人となっています。申し込みは、役場民生課に備え付けの申し込み書により申し込み下さい。
尚、定員は50人ですので退所等で空いた場合に入所となりますが、入所の決定は、渡島支庁社会福祉課が行ないます。(入所申し込みは、他町村からも相当数あります)入所費用は、本人及び扶養者の所得により異なります。
詳しくは、役場民生課社会福祉係へお問い合わせ下さい。
(民生課)

戸籍の窓

昭和56年12月1日から
昭和57年1月31日まで

世帯と人口

(57・1・31現在)
()は前月比です。

世帯数	1,310世帯 (-1)
男	2,558人 (+2)
女	2,535人 (-6)
計	5,093人 (-4)



おくやみ
もうしあげます

氏名	佐藤 真子	阿部 幸彦	田中 勝彦	中村 宗誠	佐藤 文秋	山本 美雄	津川 慎治	松川 めぐみ	佐藤 千恵	本村 美穂	米本 正實	酒谷 敏行	能代 政樹
父	久勝男	勝彦	勝彦	誠	正文	雄	豊治	智之	義俊	正	實	敏行	政樹
住所	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜



おたんじょう
おめでとー

長根山 勝己	野田 昭一	松浦 嘉太郎	吉沢 克己	元村 八郎	木村 八郎	小山 六郎
四六才	四五才	六〇才	七三才	八二才	八〇才	六四才
宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜	宮浜

2月の救急病院

- 2月11日……尚仁堂診療所 (大野町) ☎0138(77)8105
- 2月14日……遠藤医院 (七飯町) ☎0138(65)2070
- 2月21日……澤田医院 (鹿部村) ☎ (7)2105
- 2月28日……西谷医院 (七飯町) ☎0138(65)2330

— 診療時間は午前9時～午後4時 —